

県管理道路における「海拔標示（海拔知～る）」の取り組みについて  
（道路標識柱等へ海拔の標示を行なっています）

- 1 東日本大震災における津波被害を踏まえ、東南海・南海地震等の津波被害を軽減するための対策として、道路標識柱等へ海拔(東京湾平均海面(T.P.))を基準)の標示を行なっています。

これは、地域住民や道路利用者等の防災意識を高め、地震・津波発生時の避難行動等に役立てることを目的とし、国土交通省四国地方整備局と四国4県で一体的に取り組んでいるものです。(愛媛県では、平成24年8月から取り組み開始。)

- 2 「海拔標示（海拔知～る）」設置箇所と内容

設置箇所は、現在の市町の防災マップを基にした津波浸水想定区域 内の県管理道路約541km 区間で、概ね 1km 毎に 1 箇所としています(合計 539箇所)。[令和4年6月末時点]

○東予地方局管内 (主) 壬生川新居浜野田線 西条市禎瑞ほか 225箇所

(内訳 四国中央土木7、東予建設部80、今治土木 138)

○中予地方局管内 (主) 松山港線 松山市高浜ほか 53 箇所

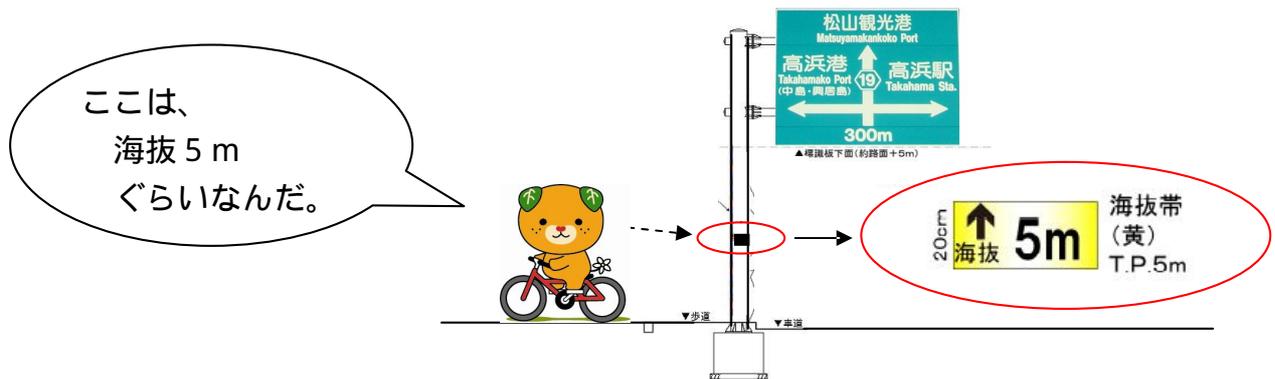
(内訳 中予建設部 53)

○南予地方局管内 (主) 宇和島下波津島線 宇和島市三浦東ほか 261箇所

(内訳 大洲土木 12、八幡浜土木 27、西予土木38、南予建設部 134、愛南土木 50)

道路標識柱等の海拔 5m の高さへ、『 海拔 5m 』(黄色)のシールを貼っています。

設置する箇所の地盤高さによっては、『 海拔 10m 』(橙色)、『 海拔 15m 』(青色)のシールも貼っています。



- 3 期待される効果

平常時：道路利用者や地域住民が各地点の海拔を認知できます。

避難時：避難者が避難時の目安として活用できます。

被災後：津波痕から正確な津波高さを把握できます。

- 4 お問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局 道路維持課 道路安全係 (電話 089-912-2723)